

肩別命者、直之祖也。○角鹿海

〔日本書紀垂仁〕二年、是歲任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國。(中略) 一云、御間城天皇之世、額有角人、國王鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅、國王之子、名都怒我阿羅斯等。○下略。

〔古事記仲哀〕故建內宿禰命、率其太子爲將禊而經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿造假宮而坐。(中略)故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依一浦。(中略)其入鹿魚之鼻血臭、故號其浦謂血浦、今謂都奴賀也。

〔古事記傳三十二〕都奴賀は、血浦の轉れる名なり、又書紀垂仁卷には、一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筍飯浦、故號其處曰角鹿也云々とあり、異なる傳なり、此二の傳、何れか正しからむ知がたけれど、應神天皇の大御歌に、既に都奴賀とよまし給へれば、そぞよみ賜ふべけれ、又彼御世のほどは、此名の始より、いまだいくばくも經ざれば、轉りて都奴賀と云には至る、書紀の方や正しからむ、但かの額に角ありし人の名を、都奴賀阿羅斯等と云とあれば、角鹿は此人の名に依て貢する地名の如くも聞ゆれども、彼名は皇國言の如くなれば、本よりの名には非ず、此間にてつけたるなるべし、○中略、さて此名又後には都流賀と云和名抄に越前國敦賀郡留郡これなり、書紀武烈卷に角鹿之鹽の事見えたり、

〔古今類聚越前國志〕敦賀郡州ノ西南ニアリ、西ハ若狭國ニ接シ、東南近江國ニ界シ、東北ハ南條郡ニ界シ、北ハ海ニ際ル、

〔日本書紀三十統〕六年九月癸丑、越前國司獻白蛾、戊午、詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封筍飯神二十戶通前、

〔古今類聚越前國志〕丹生郡南條郡ノ北ニ連リ、西ハ海ヲ限リ、北ハ坂井郡東ハ今立足羽二郡ニ界